

令和8年第1回長与町議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 令和8年 3月 3日  
本日の会議 令和8年 3月 5日  
招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 下町純子議員	2番 堀真議員	4番 岡田義晴議員
5番 八木亮三議員	6番 松林敏議員	7番 西田健議員
8番 浦川圭一議員	10番 安部都議員	11番 金子恵議員
12番 山口憲一郎議員	13番 堤理志議員	14番 竹中悟議員
15番 西岡克之議員	16番 安藤克彦議員	

職務のため出席した者

議会事務局 長 荒木秀一君	議事課 長 山口聡一郎君
課長 補佐 江口美和子君	主査 村田潤哉君

説明のため出席した者

町 長 吉田慎一君	副 町 長 荒木重臣君
教 育 長 金崎良一君	総 務 部 長 青田浩二君
建設産業部長 山崎禎三君	住民福祉部長 宮司裕子君
健康保険部長 山本昭彦君	水道局長 渡部守史君
会計管理者 田中一之君	教育次長 荒木隆君
企画財政部理事 中村元則君	住民福祉部理事 細田愛二君
教育委員会理事 鳥山勝美君	総務課長 大山康彦君
秘書広報課長 木戸武志君	地域安全課長 金子寛之君
土木管理課長 藤崎隆行君	福祉課長 川内佳代子君
教育総務課長 久原和彦君	上下水道課長 高橋庸輔君
選挙管理委員会委員長 村山和聡君	

本日の会議に付した案件・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 14時08分



## ○議長（安藤克彦議員）

皆さんおはようございます。ただ今から本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。通告順に発言を許します。通告順6、松林敏議員の①資源ごみの質の向上に向けた取り組みについて、②小中学校体育館への空調設備の整備についての質問を同時に許します。

6番、松林敏議員。

## ○6番（松林敏議員）

それでは質問させていただきます。1番、資源ごみの質の向上に向けた取り組みについて。本町で資源ごみの拠点回収が始まり、開始当初はごみ分別の勉強会などが行われるなど、周知啓発活動がなされていたと思われませんが、現在では住民のごみ分別の知識を得る機会が減少しているのではないかと考えます。脱炭素社会の実現や循環型社会の形成が求められる中、資源ごみ再資源化率向上などの資源ごみの質の向上に向けた取り組みが重要であると考え、以下の質問をいたします。（1）本町において、包装プラスチックごみなどの資源ごみとして回収されたものの、処理場で選別された結果、再資源化できずに除かれるごみ（選別残渣）の回収に対する割合はどの程度あるのか、また選別残渣はどのように処分されるのか伺います。（2）現在、本町で資源ごみの分別についての周知啓発活動はどのようなものがあるのか伺います。（3）他自治体では、ごみ分別事典の発行やごみ分別の出前講座など、住民に対して継続的に周知啓発活動が行われている所もあるようです。本町でも新しく引っ越しされた方に対する勉強の機会をつくるとともに、住民全員の資源ごみの分別に対する意識の向上を図るために、ごみ分別事典の作成やごみ分別の出前講座などの周知啓発活動が必要だと思いますが、考えを伺います。（4）現在、町内小学校ではクリーンパーク長与の社会科見学を行っているようですが、資源ごみの分別への意識の向上という観点から、時津クリーンセンターへの社会科見学は大変有効だと思いますが、考えを伺います。

大きな2番です。小中学校体育館への空調設備の整備について。近年、地球温暖化の影響により猛暑日が増加し、学校教育現場においても熱中症リスクが高まっています。小中学校の体育館内も、夏季の室温上昇は著しい状況にあります。また、災害時には体育館が避難所として使用され、長期避難が想定される中、空調設備の整備は生命と健康を守る観点から不可欠であると考えます。現在、国は脱炭素社会の実現と防災・減災対策を一体的に進めるため、環境省の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金や総務省の脱炭素化推進事業債など、補助率の高い補助金や交付税措置率の高い地方債を整備しています。避難所となる小中学校体育館に、太陽光発電、蓄電池、空調設備を一体的に整備することは、平時および長期避難時の熱中症対策、災害時の非常用電源確保、また電気料金削減やCO<sub>2</sub>排出削減を同時に実現できる合理的な施策であると考えます。特に補助率の高い国庫補助と交付税措置率の高い地方債を活用できる現時点は、財政的にも有利なタイミングであると考えます。本町においても、小中学校体育館への太陽光発電、蓄

電池、空調設備の一体的整備について具体的な導入可能性調査および事業化検討を速やかに開始すべきであると考えますが、町の見解を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。今日最初の質問者であります松林敏議員のご質問にお答えをしたいと思います。なお、大きな2番目につきましては、所管をしております教育委員会から回答いたします。私の方から1番目の資源ごみの質の向上に向けた取り組みについてということの中の1点目、再資源化できずに除かれるごみの割合と選別残渣の処分方法についてのお尋ねでございます。容器包装プラスチックやペットボトルなど、回収した資源化物は、基本的には中間処理施設である時津クリーンセンターで選別を行っておるところでございます。その後、再商品化事業者へ引き渡しを行うことで再資源化を図っている、そういう流れになっております。時津クリーンセンターに搬入される資源化物のうち、選別処理におきまして汚れた分別不良などにより除かれたいわゆる残渣、この割合は令和6年度で10.2%となっております。残渣物の処理方法といたしましては、燃やせるものにつきましてはクリーンパークの方に運び焼却処理、燃やせないものにつきましては、最終処分事業者へ引き渡し、埋め立て処分を行っておるところでございます。2点目の質問でございます、ごみの分別に関する周知啓発活動についてでございます。一般家庭から出されるごみの分別方法につきましては、まずは各家庭に配布をしておりますごみ収集カレンダー、これにおきまして周知を行っておるところでございます。また町ホームページへの掲載やSNSを活用した周知も行っているところでございます。事業所から出される事業系一般廃棄物、これにつきましては定期的に展開検査を行い、回収業者ならびに排出事業者に対しまして、分別指導を行っておるところでございます。3点目でございます。ごみ分別事典の作成や出前講座の実施についてのお尋ねでございました。まず転入された方につきましては、転入届時に窓口におきまして、直接、ごみの出し方等に関する説明を行っておるところでございます。また、ごみ分別事典の作成に関しましては、令和2年12月にごみの分別方法や分別早見表を掲載をいたしました「ごみと資源の分け方、出し方」という30ページ程度の冊子、こういったものを作成し、各家庭に配布を行ったところでございます。出前講座につきましては、現在自治会などから要望依頼を受けた際に、職員ならびに環境サポーターが出席して参りまして、ごみの分別説明会を実施しているところでございます。その冊子の方でございますけれども、収集方法や分別方法を変更すると、その都度修正版の作成発行を行う必要があるということございまして、現在、ごみの分け方、出し方を検索できるウェブサイト、こういったものを開設し、いつでも利用できる環境を整えているところでございます。また出前講座につきましては、なかなか実施回数が伸びないということなどから、実施方法について再度検討する必要があるんじゃないかと、そのように考

えております。今後も、ごみの適正分別につながる効果的な周知、啓発活動に努めてまいりたいと考えております。4点目でございます。時津クリーンセンターへの社会科見学についてのご質問でございました。クリーンパーク長与へは、毎年町内全ての小学校が施設見学に訪れておりまして、本町職員も出向いてまいりまして、ごみの分別、減量化に関する説明を行っておるところでございます。クリーンパーク長与はごみ焼却施設でございまして、直接ごみの選別作業を見学する、こういったものはかなわないことから、分別に関する説明については、主に口頭での説明というふうになっておるところでございます。実際選別作業があつている所は時津クリーンセンターでございまして、大変貴重な社会科見学の施設というふうに思っております。従いまして、議員ご指摘のとおり、家庭から出されるごみの分別状況などを直接見学することによりまして、ごみの分別意識の向上にも大いに期待できるものと考えております。私の方からは以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

金崎教育長。

○教育長（金崎良一君）

2番目、小中学校体育館への空調設備の整備についてのご質問につきましてお答えいたします。現在、避難所となる学校体育館への空調整備につきましては、文部科学省の所管する学校施設環境改善交付金（屋内運動場の空調設備整備事業）の活用を念頭に、事業化の検討を進めているところです。しかしながら、先の令和7年第2回定例会の一般質問において申し上げましたとおり、学校施設への空調設備につきましては、体育館に先立ち、特別教室への設置を令和9年度から3カ年にわたって行う予定としています。また、児童生徒の教育環境整備のみならず、防災機能維持の観点から、学校施設の大規模修繕工事も並行して行う必要があります。ご提案いただきました脱炭素ならびに学校体育館の避難所としての機能確保、および運営継続性の観点からの非常用電源の確保等も含め、学校体育館空調設備の設置時期および最適な整備手法について、財政状況も踏まえ、総合的に判断してまいりたいと存じます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

それでは、大きな1点目、資源ごみの質の向上についての（1）について再質問をしていきたいと思っております。本町の選別残渣の割合が10.2%、これどうも全国平均より大分少ない状況であると思われまふ。本町の資源ごみは選別残渣が少なく、資源化物としての水準は高いということと理解したいと思っております。これは関係職員の皆さま、そして住民の皆さんの努力の成果であると評価しております。本町では、瓶、缶などの拠点で回収される資源化物は、回収段階で一定の確認がなされていることから、資源としての質は非常に高いものであると。そこで今回は、まだまだ改善の余地があると思われる食

べ残しや飲み残しなどの付着が想定される容器包装プラスチックとペットボトルに焦点を当ててお尋ねいたします。先日、クリーンパーク長とおよび時津クリーンセンターを視察する機会がありまして、資源ごみの選別作業を拝見してきました。時津クリーンセンターでは、食べかすが残った菓子袋や十分にすすがれてないペットボトルは選別工程で容赦なく除外されていました。自分にとって想像していた以上に選別基準は厳格であると感じました。そして、資源ごみの分別への住民意識の向上へ向けた周知啓発活動の必要性を感じ、今回の質問に至りました。そこでお尋ねですが、資源として再生利用をするためには、容器包装プラスチックやペットボトルについて具体的にどの程度まで洗浄、除去がなされている必要があるのか、基準や目安があればお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

細田住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

資源化物を時津クリーンセンターの方で収集と選別をしてるんですけども、そこで選別した後に、町長答弁でもありましたとおり、再商品化事業者へ引き渡しをして再資源化を行っております。その再商品化事業者の方から、そちらに引き渡す際の細かな基準が定められております品質ガイドラインというものがございます。その中で、容器包装プラスチック、ペットボトル、どちらともですけども、汚れが付着したものは不可ということで規定がなされております。そういったこともございまして、時津クリーンセンターの方で選別を行いまして、搬入を行っているところでございます。従いまして、町民の皆さまが資源化物を出す際の細かな基準っていうのは特に設けてないんですけども、ごみの収集カレンダーに記載のとおり、きれいにすすいで乾かして出していきたいというところでのご協力を、現在お願いをしているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

一応いったん今の回答は置いといて（2）に移らせていただきます。時津クリーンセンターを見学し改めて感じたのは、適切に処分されていけば資源になるものが、付着物があることでごみとして処理されてしまうという現実です。資源として活用されれば、再生利用が進み、循環型社会の形成に資することになりますが、一方でごみとして処理されれば、焼却などにより脱炭素社会の実現という観点でマイナスの影響が生じます。さらに資源ごみの質が向上すれば、選別コストの削減、残渣処理費用の削減、資源物売却収入の増加といった財政面での効果も期待できます。このように、資源ごみの質の向上は、循環型社会の形成、脱炭素社会の実現、財政的メリットという3つの側面から見ても、影響の大きい重要な取り組みであり、継続的に取り組み続けなければならないものと思っています。そこでお尋ねします。本町では、資源ごみ分別の周知啓発ツールとして、ごみ収集カレンダーが活用されていると認識していますが、このカレンダーは主

に自治会を通じて配布されているものと思われます。自治会に加入していない世帯に対してはどのような周知方法があるのか、お聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

自治会未加入者へのごみの分別、出し方の周知方法でございますけれども、まずごみ収集カレンダーを毎年作成をいたしまして、それは自治会配布ということで配布をさせていただいております。その他、カレンダーにつきましては町内の公共施設、また長与駅の方にも置かせていただいているんですけども、そちらの方で入手をしていただく方法が一つ。それとホームページの方にも掲載をしておりますので、そちらでご覧いただくといういずれかの方法になるかと思えます。また、自治会によりましては、幾つかの自治会ではございますが、ごみ収集カレンダーを個別にうちの方に取りに来ていただきまして、全世帯に配布されているという自治会もございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

自治会の加入率も下がっている今、やっぱり全戸配布というのは今後検討されるべきなのかなと思います。それで（3）に移ります。ごみ収集カレンダーには、分別方法の説明が掲載されているんですけども、全体としてももう少し丁寧な説明が必要ではないかと思っています。これが2020年に発行されたごみと資源の分け方、出し方なんですけども、こちらの冊子もページ数は多いんですけども、説明に関してはごみカレンダーと基本的に変わらない、基本的な捨て方の説明しかなされていないのかなと思っています。それで、例えばレトルトカレーやお菓子の袋類、歯磨き粉などのチューブ類といった容器包装プラスチックについては、中身を空にし、きれいにすすいで乾かすと記載されています。しかし実際には汚れが取りにくい、取れない場合に、容器包装プラスチックとして出すのか、燃やせるごみとして出すのかと、そういった場合や、あと油汚れがひどい場合、これ洗剤を使ってまでも洗うべきなのか、そのまま燃やせるごみで出しているのかといった判断が各世帯ごとに委ねられているのかなと思っています。通告書に記載したごみ分別事典についてですが、全国でも複数の自治体で発行されているようです。私が注目したのは大分市の家庭ごみ分別事典というものですが、約50ページにわたる冊子で、単なる品目一覧にとどまらず、分別が分かりにくい資源化物についても、丁寧な解説がなされている点がいいなと思ったところでした。例えばレトルト容器、チューブ類、油の容器、ラーメンの液体スープの袋など、きれいに洗い、汚れを落として乾燥させれば、容器包装プラスチックとして出せると明示してはいるものの、その一方で、汚れが落ちにくいものや洗いにくいものについては燃やせるごみとして出してくださいと。このように洗浄の手間が過度にかかるものについては、無理をしなくていいと

いう基準が明確に示されていました。現行の本町のごみ収集カレンダーでは、基本的な分別ルール周知としては機能しているものの、判断に迷う事例の具体的な説明が十分とは言えないのではないかと考えます。改めてお尋ねしますが、本町としてごみ分別事典のような、より詳細な分別解説ができていた冊子を発行する考えがないか、見解を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

まず本町のリサイクル率というのをちょっと申し上げさせていただきますが、直近の調査で本町のリサイクル率が29.1%ですね、約3分の1がリサイクルをされているという結果が出ておまして、これは県内でも3番目に高い数値でございます。これはひとえに町民皆さまのそういった分別のご協力のたまものと考えているところでございます。そういったことで日頃から町民の皆さまには大変ご協力をいただいているところでございます。なので、ある一定程度理解をいただいて、分別等していただいているものではないかということで認識をしているところでございます。議員がおっしゃいます分別事典の作成なんですけれども、町長答弁でも申し上げましたが、冊子で発行をしますと、収集方法であったり、分別方法が変わる、その都度作成をして発行するという形になるということもありまして、現在簡単に修正ができるウェブサイトを活用したことでのお知らせという形を取らせていただいております。現在のところはその冊子の作成というのは考えていないんですけれども、有効また効果的な周知方法については今後も検討はしてまいりたいということで考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

了解しました。本町のごみ収集カレンダーですね、全戸配布ではなくて自治会配布ということで、公民館とかに置いてあるということであると思うんですけども、全部の世帯が持って帰って家にあるというものではないのかなと思うんですよね。そうした世帯はやっぱり本当に分別の仕方がよく分からないのかなと思ひまして。資源ごみの質を向上させるためには残渣を減らすという取り組みもありますけども、現在燃やせるごみとして排出されているごみの中に含まれる紙類や容器包装プラスチックなどの、本来であれば分別可能な資源物を減らしていくことも重要であると考えます。極端な例で言えば、容器包装プラスチック、分別しないで全て燃やせるごみとして排出している世帯も存在すると自分は思っています。そうであれば資源化できるものが相当量埋もれていることになりますので。そこで質問ですが、本町において家庭ごみの組成調査、いわゆるごみの組成調査ですね、を実施し、燃やせるごみの中に含まれる紙類や容器包装プラスチックなど分別可能な資源化物の割合について把握しているかどうかですね。実施している

場合は、その結果の概要についてお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

燃やせるごみの組成調査ですけれども、燃やせるごみの搬入先でございますクリーンパーク長与ですね、そちらの環境施設組合の方で年4回燃やせるごみの組成調査を行っております。方法といたしましては、これはただ時津町のごみも搬入されておりますので、燃やせるごみを収集車から下ろしてごみのピット内ですね、そこに落とされたものをクレーンで引き上げまして、約200キログラムですね、それを引き上げて、長与、時津分混入してはいますが、それについて調査をしているものでございます。その分類も、紙だけであったりとか容器包装プラスチックだけというようなちょっと分類ができてはいないんですけれども、町の方に報告を頂いている分で報告申し上げますと、紙類ですね、これが含まれる紙布類という分類になるんですけれども、こちらが70.0%、これは直近の今年1月の調査の結果になりますけれども、紙布類が70%。容器包装プラスチックが含まれている部分になりますけど、ビニール合成樹脂、ゴム・革製品類ですね、こちらが16.7%というふうになっております。ただ紙類につきましては、リサイクルができない紙類ですね、こちらに含まれておりますので、比較的高い値になっているのではないかなということで分析をしております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

自分が知りたかったのは、燃やせるごみの中に含まれる資源化できるごみの割合だと思ってたんですけども、それは分からないでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

うちに報告いただいているのは今の分類での分類表しか届いておりませんので、その中で資源化できるものがどの程度の割合あるかというところまではちょっと分析が行われてないみたいです。

○議長（安藤克彦議員）

松林委員。

○6番（松林敏議員）

そちらの調査をされてないということなので、一応大分市の例が出てるんですけども、大分市の燃やせるごみの中に含まれていた紙類や容器包装プラスチックなどの分別可能な資源物は8.8%であると。やっぱり何かこういった事典を発行していることで、住民の方の意識が高いおかげでこういったパーセントが少ないのかなと自分は感じてたとこ

ろで、長与、時津がその調査をされてないということで比較はしようがないんですけれども、できれば燃やせるごみの中の資源化物の減少についても取り組んでいただきたいと思います。容器包装プラスチックと燃やせるごみの分別方法が分かりにくいことから判断に迷い、結果として全て燃やせるごみとして排出してるケースが多いのかなと思っています。ごみ分別は難しい面倒くさいと思われてしまうと、燃やせるごみで出してしまうことにつながってしまうと思われるので、こうした状況を改善するためには、分別方法をより分かりやすく示して、難しくないと、ここまででいいですよという基準を明確に周知することが重要であると考えます。その上で、本町としてごみ分別に対する住民意識の向上を図るための周知啓発活動をこれまで以上に強化していく必要があると思います。また、資源ごみの分別も少しずつアップデートされていると。以前同僚議員の一般質問でもありましたモバイルバッテリーなどに使われるリチウムイオン電池を使用した製品の適正排出などの新しい情報も速やかに周知することも重要だと思います。本町において、今後ごみ分別の意識向上に向けた、事典というのはもう自分もあんまり現実的ではないのかなと今思い至ったところですけども、新たな何か周知啓発の取り組みや計画があればその具体的な内容についてお示してください。

○議長（安藤克彦議員）

住民福祉部理事。

○住民福祉部理事（細田愛二君）

現在やってる取り組みといたしましてはごみ収集カレンダーですね、ちょっと掲載できるスペースが限られてはいるんですけども、よくお問い合わせがあるものとか、分かりにくいものについては掲載方法を変えたりだとか、新たに掲載をしたりだとかいうふうなことをして、いろいろ工夫しながら分かりやすい周知に努めているところではございます。新たな取り組みということですけども、現在ちょっと新たな取り組み今予定してるものは特にございませんけれども、例えば広報紙で特集を組むとかホームページにちょっと大きく載せて大々的にするとか、そういったことも考えられますけれども、いずれにしても効果的な周知方法については引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

いろいろ予算とかもあるんで、難しいことは言えないと思うんですけども、ごみ収集カレンダーの充実ですね、分別の説明の充実と、あとできれば全戸配布、その辺を期待して（4）に移りたいと思います。クリーンパーク長与は焼却施設であって、ごみ焼却の仕組みを学ぶ上では有意義な施設であります。一方で資源ごみがどのように選別され、適切に分別されていないものがどのように除外されているのかといった実際の工程を学ぶという観点では、時津クリーンセンターの見学は資源化の重要性を理解する上で

効果的ではないかと思います。これまでに町内の小学校が時津クリーンセンターへ社会科見学として訪問した実績があるのか、お聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

鳥山教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

本町全ての小学校に確認しましたところ、直近5年間の社会科見学におきましては、時津クリーンセンターを訪問、見学した実績はございませんでした。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

私見になるんですけども、私自身、時津クリーンセンターを見学させていただき、百聞は一見にしかずということに改めて実感いたしました。実際の選別工程を目の当たりにすることで、資源ごみ分別の重要性を強く認識しました。また、選別作業だけでなく施設の設備について、資源物の分別作業上の機械にさびが見られまして、職員の方から、ペットボトルや容器包装プラスチックに残った水分や汚れに含まれる塩分が原因となって機械の劣化が早まっているとの説明を受けました。分別の質が施設の維持管理にも直結しているということ具体的に理解することができました。見学の実施に当たっては、安全面や受け入れ体制の確認は必要であると思いますが、職員の方に伺ったところ、受け入れは可能とのお話でした。そこでお尋ねします。時津クリーンセンターへの社会科見学について教育的効果をどのように評価されているのか。また今後町内小学校の社会科見学の訪問先として加えることについて、検討することは可能かどうか見解をお示しください。

○議長（安藤克彦議員）

教育委員会理事。

○教育委員会理事（鳥山勝美君）

議員ご指摘のとおり、長与町および時津町の不燃ごみや粗大ごみ、資源ごみ等を受け入れ処理し、リサイクルにつなげている拠点である時津クリーンセンターを訪れ、直接見て、子どもたちが体験的に学ぶという教育的効果はとても高いものがあると考えております。各学校では、本物に触れる、本物から学ぶといった体験的な学びの充実を図っておりますので、時津クリーンセンターを社会科見学の見学先の候補地として検討することは可能であると考えております。しかしながら、児童が学ぶ内容は多岐にわたっており、ごみ処理以外の内容についても、直接見せて学ばせたい場所や施設等がございます。小学校の社会科見学は、徒歩での移動が難しい場合、貸し切りバスを利用しており、その費用負担は保護者となっております。保護者の負担を考えますと、年に複数回の実施は大変困難であると考えております。そこで、各学校は年間を通した学習内容の中から見学地を選定し、組み合わせるなどして、1回の社会科見学の費用対効果を高めるよ

う努めております。また、そこで見学がかなわなかった場所や施設については、施設のパンフレットや動画資料、本町社会科の副読本、ふるさと長与デジタル版などを活用して、学びを深めておるところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

子どもの頃からですねごみ、資源ごみについての理解を深めることは大変大事なことで自分は思ってます。あと子どもがそういった意識が高まるとその親の意識も高まるのかなと思ってます。ぜひとも検討の一つとしてですね、候補の一つとして挙げてください。以上で、大きな1番の質問を終わります。

大きな2番に移ります。小中学校体育館への空調設備の整備についてです。近年の猛暑を踏まえると、夏場においてまだ体が十分に発達していない児童生徒が体育館や屋外で体育の授業を受けることは、熱中症のリスクが高まり、重大な事故につながるのではないかと懸念しています。令和5年には北海道の小学校で小学2年生の児童が屋外での体育の授業後に熱中症で倒れ、その後亡くなるという痛ましい事故がありました。当日の気温は33.5度以上、北海道としては極めて高温であったことが要因の一つとされています。こうした事例を踏まえ、お尋ねします。1学期後半および2学期前半、猛暑日や熱中症警戒アラートが発令された場合、町内の小中学校の体育の授業に関して、現在本町として講じている対策や特に注意している点があればお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

久原教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

おっしゃられてるように本年長崎でも全国の暑さ指数WBGTについて33以上になると予想される地点があるときに発表される熱中症警戒アラートですね、これは県単位の発表でございますが、令和7年については65回発令をされております。ですので非常に危険な状況っていうのは、全国的にも長崎は頻度として多くあるものという認識でございます。活動に当たっては、その都度、その活動場所において、WBGTを測定をしまして、その数字に応じた活動指針に基づき対応しているところです。具体的には指数31以上で原則運動中止としています。また先ほどのアラートが発令される指数が33ですが、この場合は運動は屋外、屋内問わず中止とし、校外活動の場合についても延期または中止を検討することとしております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

暑さ指数の話ですよ。先ほどの北海道の例を挙げましたけども、この時が暑さ指数31以上であったと。にもかかわらず授業が行われたっていうことはちょっと批判的

になってるようなので、やっぱり事故があるとういったルールが守られているかどうかというのが大事になってくると思うんで、ぜひとも注意して授業を行っていただきたいと思います。大人であれば、職場の熱中症予防の義務化というのが令和7年6月から始まっています、小まめな休憩、水分補給とか、空調服の支給など、さまざまな対策を雇用される企業が行っています。教育現場においては、社会的弱者である子どもへの熱中症対策は、学校や自治体が率先して行っていかななくてはならないものだと思います。また、現場の先生にとっては、職場でもあることも考慮しなくてはならないと思います。全国的に小中学校体育館への空調設備は徐々に進みつつあり、現在整備率は約20%とされていますが、今後どんどんさらに増加していくものと思われています。先日長崎市議会の一般質問において、同市では2032年度までに市立小中学校体育館および武道場計114カ所に空調設備を整備する方針が示されました。避難所としての利用状況を踏まえ、優先順位を決定し、整備を段階的に進めていくという計画であって、既に令和8年度予算案には指定避難所等空調設備整備計画策定費が計上されているようです。そこでお尋ねします。本町においても、体育館空調整備に関する計画策定を進める必要があると考えますが、町としての見解をお示してください。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

今現在も検討の方は進めている状況ですが、教育長答弁にもございました学校施設環境改善交付金（屋内運動場の空調設備整備事業）の対象期間が令和15年までとなっております。ある程度の時間があるという見方もあるかもしれませんが、これもすいません教育長答弁と重なることとなりますが、特別教室の空調設置というのを先立って行うということ、それと毎年度学校施設の長寿命化工事、大規模修繕工事というのも行っております。これらを進めていくためには年度ごとの財政負担の平準化というのが必要でございます。残念ながら具体的にこの時期にするということはまだ申し上げられる状況ではございませんが、国の補助制度の動向や本町の財政状況を見極め、できる限り早期の事業化に向けて今後とも検討を進めてまいりたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

財源についてちょっと勉強のために教えて欲しいところがあるんですけども、小中学校への空調設備整備に活用できる財源は複数存在していて、例えば補助金では環境省の地域脱炭素移行再エネ推進交付金、文部科学省の公立学校施設整備費補助金、内閣府の防災減災関連交付金などが考えられます。また地方債についても、総務省の防災・減災・国土強靱化関連起債、総務省の脱炭素化推進事業債、文部科学省の学校教育施設等整備事業債といった複数の制度が用意されています。このように、所管省庁や制度目的が異

なる財源メニューが存在する中で、本町の場合、教育委員会、地域安全課、住民環境課、財政課など複数の部課にまたがるテーマであると考えます。本町においてこうした複数の補助金や地方債の中からどの制度を活用するかについて、どのような体制手順で検討し、最終的に決定しているのか、そのプロセスについてお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

特段決まったプロセスというのはございませんで、臨機応変にその都度連携をしているということですが、まさに今回のご質問の趣旨が、今ほどおっしゃっていただきました、我々が日頃使う文科省単独の省庁の補助事業等をベースにして考えるのみならず、複数省庁の事業を横断的に研究し、併用可能性も含め検討すべきとのご示唆を頂いたものと承知をしております。その上で、脱炭素ならびに避難所としての機能確保、運営、継続性などの複数の政策的な視点に基づき、先ほど申し上げたこの交付金をベースに、他省庁の補助制度の併用可能性についても、実際、事業の実施主体である我々が主体的に行っているところです。その上で防災面、環境分野含め連携すべきところは連携し、適宜適切にその連携についても行っていきたいというふうに思っております。まずうちがベースで考えるというところです。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

今回質問するに当たりちょっと打ち合わせっていうか、質問したところでは、私は地域脱炭素移行再エネ推進交付金というのが補助率が高くて、有効な財源ではないかなと思ってましたけども、実際実務レベルでは活用には一定の要件があってハードルが高いということで難しいというふうに認識したいと思います。利用がしやすいメニューを現実的に選んでるということで理解します。今回の教育長答弁にありました比較的活用可能性があるとする、補助率50%の屋内運動場の空調設備整備事業と、交付税措置率50%の地方債を組み合わせた場合の実質負担についてちょっと確認したいと思います。仮に国庫補助50%で、残りの50%を地方債、充当率100%、交付税措置率50%の地方債を利用できる場合、理論上本町の実質負担は事業費全体の25%程度と試算してよいのかどうか見解をお示しくください。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

国が公表する資料でもそのとおりですので、そのように認識していただいて結構かと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

先ほど課長の話にもありましたけども、この補助、屋内運動場の空調設備整備事業については、補助対象期間が令和15年度までとされています。また、この補助金を活用するためには断熱性の確保が要件となっていて、さらに補助上限額も設定されています。断熱性能の調査や設計検討を行い、計画を作成した上で申請する必要があると考えると、活用までの時間的余裕はそれほどないのではないかと感じています。また一方で、近隣であります長崎市が順次整備を進めていく方針を既に決定しています。昨日の同僚議員の一般質問にもありましたが、子育て世帯に選ばれる自治体となるためには、教育環境の整備を迅速かつ積極的に進めていくことが重要な要素の一つでもあるのかなと考えます。現在は、特別教室から整備を進めるとのことですが、体育館の空調設備についても可能な限り早期に並行して、整備計画の策定を進めていくことはできないのか、町の見解を伺います。

○議長（安藤克彦議員）

教育総務課長。

○教育総務課長（久原和彦君）

ご提案ありがとうございます。まず断熱性の確保についての要件ですが、今回の交付金、先ほど来申し上げてます文科省の交付金につきましては、断熱性確保が後年でもいい、言ってしまうと空調設置と別の時期でもいいということになっております。加えて県国に確認しましたところ、その直近で断熱性確保工事が行われていれば、それも断熱性が確保されているというふうに捉えられるということで回答を頂いております。今年度、南小学校の屋根の改修をしております。近年では長与小、長与中などもしております。その際にはガルバリウム鋼材の屋根ぶきをするのにカバー工法ということで、既設の屋根の上にもう1枚ガルバリウム鋼をふくんですが、その時に間に断熱材を設けておりますので、それもこれで言うところの断熱性確保になるっていうふうな現時点では回答を頂いてるところです。プラスで言いますと、断熱性の確保については数値基準というのは設けられておりません。ですので、国の断熱性確保の例としても挙げられるものも非常に安価なガラスに対して断熱フィルムを貼るだけでいいですよとか、もしくは屋根にふき替える断熱材をするのではなくて、断熱塗装をふくだけでいいですよというようなものも例示として挙げられておりますので、断熱性確保自体がこの空調のハードルをそこまで上げるものではないというところが一つあるかと思えます。とはいえ、その上で頂きましたお話、空調のみならず環境面、防災機能強化の面であったりとか、脱炭素の面もございますので、当然そこに対しては費用もかかってございます。その費用対効果なども含め、早急に検討をしまいたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

この件については、以前から同僚議員も一般質問において要望をお願いしてきた事業であります。財政が厳しい状況ではあると思いますが、小中学校体育館への空調設備の整備は国がもう100%を目指すということで進められていて、今、有利な補助金、有利な地方債が準備されている今こそ、進めていくベストなタイミングであると思っております。児童生徒はもちろんですが、保護者、地元の避難所として利用する可能性がある地元の方々も希望する事業であります。ぜひとも早期の実現を前向きに検討していただきたいと思ひまして、私の方も町長から一言頂ければと思ひますがいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

町長。

○町長（吉田慎一君）

今そういった形で、教育委員会としても順次進めていってると。ただ、順序があるということで、それぞれの部課でそれぞれのことを進めておりますので、そこに特化してっていうわけにはいかないと思ひます。今、ご覧のとおり教育委員会としては十分そのあたりを熟知しながらやっておりますので、今、体育館の修理であったりとかってというのが緊急を要するということでございますし、そしてまたその対応につきましても、いわゆる計画的にやっていくということじゃないと予算が回っていきませんので、そのあたりも十分承知した上での教育委員会だと思ひます。我々も気持ちとしては、できるだけ早くそのあたりを対応して、子どもたちが健全に過ごせるような、それで環境づくりというのは思ひは同じでございますので、できるだけそのあたりを、早くできるようにあればいろんなことを研究しながら進めていくのが教育委員会の現在の姿ではなかろうかと、そのように思っております。

○議長（安藤克彦議員）

松林議員。

○6番（松林敏議員）

一応思ひは伝えたとと思ひますので、以上で一般質問を終わります。

○議長（安藤克彦議員）

これで松林敏議員の一般質問を終わります。

場内の時計で10時35分まで休憩します。

（休憩 10時21分～10時35分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順7、堀真議員の①行政サービスにおけるホームページの見やすさと利便性の改善について、②選挙事務の確認体制についての質問を同時に許します。

2番、堀真議員。

## ○2番（堀真議員）

よろしくお願ひいたします。1番、行政サービスにおけるホームページの見やすさと利便性の改善について。町民が日常的に利用する行政サービスにおけるホームページの見やすさですが、私の住んでいるエリアでは、上水道料金は長崎市、下水道料金は長与町に支払う必要がありますが、そこでたまたま両市町のホームページを比較する機会がありました。実際に操作を試みた結果、長崎市のホームページ上では上水道料金支払いのページに短時間でアクセス可能であり、情報の位置やメニュー構成、レイアウトが非常に分かりやすく整理されていました。一方、長与町のホームページでは下水道料金支払いに関するページに到達するまで複数のメニューを順にたどる必要があり、初めてアクセスする方や高齢の方にとって、少し分かりにくい印象を受けました。この比較を通じて明らかになったことは、ホームページの情報構造やナビゲーションが町民の利便性に直結するという点です。町民が必要な情報にスムーズにアクセスできる環境は、日常生活の利便性向上のみならず、町全体のDX推進においても重要であると考えます。つきましては、以下の点についてお願ひいたします。1、現状、町民が下水道料金支払いページに到達するまでに平均何クリック必要か。また、迷いやすい箇所はどこか、その調査が行われているか。2、他自治体と比較した場合、長与町ホームページの利便性や情報提供の面についてどのように評価しているか。3、スマートフォンやタブレット等多様な端末での操作性や見やすさの改善は検討しているか。4、下水道料金をはじめとする各種支払いや、その関連手続きを一元的に確認、支払いできる案内ページを作成する予定はあるか。5、ホームページの制作及び更新は町職員が行っているのか、それとも外部業者に委託しているのか、その体制について。また改善や改修に際して、意思決定や優先順位の付け方についてもお聞かせください。

大きな2番、選挙事務の確認体制について。直近の衆議院議員選挙では、全国の自治体において選挙事務に関するミスが報道されております。例えば、熊本市では選挙人名簿に登録されていない男性に投票用紙が誤って交付され、小選挙区の票が有効票としてカウントされる事案が発生しました。盛岡市では、1人の投票者に投票用紙が誤って2枚交付され、投票者数より用紙枚数が多くなる事態が発生しました。川崎市では不在者投票の一部が開票されず、のちのち発覚する事例がありました。これらはいずれも選挙結果に直接影響はありませんでしたが、1票の重みや選挙の信頼性という観点から住民の不安を招く可能性がある重大な事案であります。本町におきましても、来年度町議会議員選挙を控えており、選挙の公平性、公正性と透明性を確保するため、以下の点についてお尋ねいたします。1、期日前投票および当日投票において、選挙人名簿との照合はどのように行われているのか。受付端末でエラーが表示された場合の対応マニュアルや、複数職員による確認体制は整備されているのか。2、投票用紙が重なって二重交付されることを防ぐため、本町ではどのような具体策を講じているのか。混雑時でも確認作業が徹底される体制になっているのか。また過去に交付枚数と投票者数の不一致があ

ったかについてもお尋ねいたします。3、投票の管理、開票作業において、未処理票や未開封票が発生しない具体的な確認工程はどのようになっているのか。数値が一致しない場合の再点検基準や立ち会い人の役割、チェック体制についてもお伺いいたします。

なお、大きな1番におけるホームページについてですが、定義的に言うとウェブサイトという表現が最も適切みたいですが、ホームページという言葉が一般的に広まっているため、今回ウェブサイトという言い方ではなくホームページとの単語の言い方で説明させていただこうと思います。以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは堀議員の一般質問にお答えをさせていただきたいと思っております。なお2番目のご質問につきましては、所管をしております選挙管理委員会からの回答となりますのでどうぞよろしくお願ひします。私から大きな1番目、ホームページの見やすさと利便性の改善についてということで、1点目が下水道料金支払いページまでのクリック数と、迷いやすい箇所の調査状況についてのお尋ねでございます。町ホームページのトップページから下水道料金支払いページに到達するまでには5回のクリックが必要でございます。また迷いやすい箇所の調査につきましては、現時点では実施はしておりませんが、ご指摘を踏まえ、町民の皆さまからのご意見を確認しながら、より分かりやすい構成となるよう改善に努めてまいりたいとそうように考えております。2点目でございます。他の自治体と比較した本町ホームページの利便性の評価についてはどうなのかというご質問でございました。各自治体それぞれに良い面がございますので、定期的に各自治体のホームページを閲覧し、優れた点については本町でも取り入れているところがございます。本町のホームページは、令和3年4月のリニューアル以降、必要な情報がコンパクトにまとまっており、日常的に必要な情報へすぐにアクセスできる構成となっている、そのように考えております。3点目でございます。多様な端末での操作性や見やすさの改善についてはどうなのかということでございますけれども、本町ホームページにおきましては、パソコン、スマートフォン、タブレットなど異なる画面サイズに合わせて自動的にレイアウトが調整できる、そういった表示をしておるところでございます。この仕組みによりどの端末でも基本的な閲覧は可能となっておりますが、さらに使いやすくするため、ボタンの配置や文字の大きさ、こういったものを含めて細かな改善について継続的に今後も検討してまいりたいと考えております。4点目でございます。各種支払い手続きを一元的に案内するページの作成予定はないのかということでございます。ご指摘のとおり各種支払い、あるいは手続きを分かりやすく案内することは大変重要であると認識しております。現在ホームページトップ画面に「便利なサービス」という項目を設けておりまして、インターネットでできる手続きをまとめて掲載をしておるところでございます。ここでは、上下水道の使用開始・使用終了・名義変更

をはじめ、各種税金のWEB口座振替受付サービスなどを一元的に案内をしておるところでございます。今後もご指摘を踏まえ、町民の皆さまがより見つけやすく、分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。5点目のホームページの更新体制等改善改修の意思決定についてのご質問でございます。本町のホームページは、令和3年度のリニューアル時にウェブサイトのテキスト、画像などのコンテンツを簡単に作成管理できるシステム、いわゆるCMSシステムですけれども、これを導入し、専門業者を介さずに職員が直接データ更新を行うことで、即時性のある情報発信を実現をしておるところでございます。改善改修につきましては、各所管課からの要望や町民の皆さまのご意見を踏まえ、緊急性や利用頻度を考慮し、秘書広報課において判断をしておるところでございます。その上で必要に応じて予算要求を行い、対応をしているところでございます。私の方からは以上でございます。

**○議長（安藤克彦議員）**

村山選挙管理委員会委員長。

**○選挙管理委員会委員長（村山和聡君）**

選挙管理委員会委員長の村山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。2番目のご質問につきましてお答えいたします。1点目のご質問につきまして、選挙人名簿との照合につきましては、入場券などを受付にご提示いただき、受付のパソコンにより本人確認を行っております。また、受付用のパソコンにおいてエラーメッセージが表示された場合の対応方法は、事前に実施しております事務従事者説明会にて配布し、説明している事務マニュアルに沿った形で対応しており、エラー内容によりましては投票管理者や職務代理者の指示の下、適切に対応しているところでございます。2点目のご質問にお答えします。投票用紙の交付につきましては、選挙人から入場券などを提出してもらい、名簿照合欄や交付チェック欄を確認し、既に交付済みでないかを確認した上で、投票用紙自動交付機を用いて投票用紙を1枚排出いたします。さらに、機械から出された投票用紙を選挙人に交付する際にも、事務従事者が機械から二重に出されていないか確認するために手渡しで交付をしており、複数のチェックをした上で投票用紙を交付するよう徹底しております。そのため把握している限りですが、これまでのところ投票用紙の交付枚数と投票者数に不一致はあっておりません。3点目のご質問にお答えします。まず不在者投票につきましては、病院や施設、他の選挙管理委員会から送致された不在者投票は、即時に受付システムにおいて受領の処理を行い、執務室内にあります所定の場所に施錠をし保管管理をしております。その上で、投票日当日において、指定投票所の投票管理者の立ち会いの下、受け付けた不在者投票の件数と実際の票の数が一致していることを確認していただいております。不在者投票における管理およびチェック体制につきましても誤りがないよう万全を期しております。次に期日前投票につきましては、1点目でも申し上げましたが、入場券などを受付に提示いただき、受付に配置しておりますパソコンを用いて本人確認等を行っており、投票用紙の交付状況につきましても、1

時間ごとに交付した数と受け付けした数が一致することを確認しております。投票終了後におきましては、投票管理者、投票立会人の立ち会いの下、投票箱の施錠および封印を行い、施錠可能な執務室内において厳重に保管しております。また、数値が一致しない場合の対応ですが、差異が確認された時点で、速やかに関係する帳票類等を基に点検を行い、原因を究明し対応することとしております。最後に、立会人につきましては、事前に確認すべきポイントが明確になるよう、投開票の流れや職員のチェック体制を周知し、投票および開票作業の正確性、透明性が確保されていることを確認していただくなど、公益の代表者として、投開票事務の執行が適正かつ公正に行われているか監視する役割を果たしていただいているところでございます。今後執行される選挙につきましても、これまで同様、正確かつ迅速な事務を継続してまいります。以上でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

それでは、再質問に入らせていただきます。これからモニターを利用して、長与町と長崎市のホームページを比較させていただきたいと思います。先にちょっと質問の趣旨をお伝えさせていただくんですけど、質問は端的に言えば長与町のホームページにおいて、申請手続に関するボタンの配置をより分かりやすく配置できないかっていう質問でございます。なかなか口頭だけだとイメージが伝わりにくい部分がございますので、今タブレットからモニターに写真を送信して比較しながら説明させていただきます。なお今モニターの方に映像が表示されているんですけども、YouTubeでご覧になられてる方に関しては、恐らくこの画面が表示されていないということで、映像が連動されていない可能性がありますので、今長与町のホームページについて質問してるんだなってそれくらいの程度の認識でご覧いただければと思います。今こちらモニターで映してる、これがいわゆるホームページ、長与町のトップページになるんですけど、想定としては自分が水道料金を支払う町民として、水道料金のページにたどり着くまでの流れを確認していきます。まず大体メニューというのが便利ですので、まず右上の「MENU」というボタンをクリックします。この黒いマッキーで書いているのがクリックした部分になるんですけど、このページをクリックすると、ちょっと文字が小さくて見にくいかもしれませんが、こういったようにメニュー一覧が詳細が出てきまして、水道料金ですので、「くらし・手続き」これに当たるのかなと思って、またこれをクリックします。また詳細なジャンルが出てきて、最初「税金」のこの「WEB口座振替受付サービス」なのかなって思ったところもあったんですけど、さらに下にスクロールしていくと「住まい・ごみ・環境」という欄に「上下水道」というのがあって、この上下水道が恐らく水道料金の支払いのページに飛べるかなっていうところで、この時点でちょっとたどり着くまでに迷いました。「上下水道」のページを押すと、「長与町水道局サイト」っていうここをクリックしたら、上下水道の料金支払いページに行けたんですけど、これがま

ず長与町のホームページの流れです。次に、これが長崎市のホームページになりますが、画面下の方に「メニュー」という一覧がありまして、そこをクリックするとこのようにまた一覧が出てきまして、長与町と大体同じような配置になっているんですけども、この「くらし・手続き」というところをクリックすると、より細かな内容が出てきまして、長与町と比較して違うなって個人的に感じたところがこの住民票とか戸籍、税金、年金、上下水道、ちょっとマッキーで隠れて分かりにくいんですけど、上下水道の上に「ごみ・リサイクル」という文字が書かれていまして、これが何を表すかという、基本的に検索の上位に来る、町民が調べたい、そのホームページに調べるに当たって、上位の検索結果に来る単語なんですけれども、長崎市の場合は3ページの時点で上下水道という分野が出てきまして、ここをクリックすると「利用手続き」という文言が出てきまして、この「利用手続き」を押すと、もう上下水道料金のWEB口座振替受付サービスにたどり着けるという流れになってます。で、今ご覧になっていただけたと思うんですけど、これを踏まえて、あくまでこれ個人的な感覚ですので誤解を恐れずに言うとするならば、長与町も分かりやすいんですけど長崎市の方がより分かりやすくなっている感覚を受けたんですけども、先ほど冒頭で申し上げましたこの申請手続きに関するボタンの配置を、長崎市のように例えば支払いとか申請とか、そういったページをメニューを押したらすぐ一覧で表示できるようにできないか、具体的に挙げましたけれども、これが可能なのか、どのように今ご覧になって評価したのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

木戸秘書広報課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

長崎市のホームページにつきましては、中核市として膨大な情報を整理するために、ライフシーン別など入り口を設けるなどして、項目、アイコン、約24項目あると思うんですけども、視覚的に整理され、優れたホームページだなと私も思っております。本町におきましては7項目にコンパクトにまとめており、コンパクトにまとめることによって直観的に到達できるような思いを込めて当初作成をしております。大規模な改修を行わずに、こうした長崎市のような、長与町もいいところあるんですけどももちろん、長崎市のような分かりやすさを取り入れていきたいと考えております。議員よりご指摘いただきました点を参考しながら、引き続き分かりやすい情報発信に努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

ご答弁ありがとうございます。先ほどの話の続きになると思うんですけど、ホームページを適宜改修するというので、改修費用の概算というか、ホームページ関連の予算

っているのを、答えられる範囲で構いませんので教えていただけたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

秘書広報課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

令和7年度のホームページの関連予算は約96万円でございます。改修費用につきましては、内容により異なりますけども、例えば令和6年度に実施いたしましたSNSとの連携における運営会社の仕様変更に伴う改修では27万5,000円を要しております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

ちょっとその運営会社っていうのがよく分からなかったんですけど、すいません。基本的に改修するに当たって、秘書広報課が自分で編集デザイン、レイアウトするのか、それとも外部委託に例えばですけど、こういう先ほどお見せしたボタン配置にお願いしまして、例えば自分が一定それが仮にかなったとして、それを秘書広報課が編集するのか、結局委託して委託先に作ってもらうのか、その辺いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

秘書広報課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

委託業者と協議しながら、より良いホームページなるよう改善するようにしております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

町民がホームページを見たけど分からないみたいなそういったお問い合わせの電話っていうのが、秘書広報課というか各課に寄せられているのか、その辺っていうのは数字っていうのか把握されているのか、この辺いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

秘書広報課長。

○秘書広報課長（木戸武志君）

秘書広報課におきましては、ホームページ経由で解決できずに電話問い合わせに至った件数につきましては把握しておりません。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

今のところないとの答弁でしたけれども、将来仮に電話の問い合わせがあったとして、

そういった場合電話をかける側の町民にも負担がございますし、電話対応する職員の手間もやっぱり発生してきますので、両者が負担を感じることにならないように今後していただければと思います。DX推進っていうのはやっぱり単なるデジタル化ではなくて、町民サイドでいうと住民サービスの質向上、職員サイドでいうと業務効率化のこの2つの両立だと考えますので、先ほど具体例を示しましたがぜひ検討していただけたらと思います。最後にいいことを言おうかなと思ってるんですけど、ホームページって長与町の最初の入り口に当たると思うんですよね。かつ町民にとって最初の窓口になると言っても過言ではないのかなと考えます。ぜひとも見やすさや動線を整えて、今後とも入り口で迷わずたどり着ける構造っていうものの研究をしていただけたらと思います。ホームページについては以上です。質問はございません。

大きな2番、選挙事務の確認体制についてなんですけれども、3市で先ほど質問しましたけれども、3市で起きたミス、熊本市、盛岡市、川崎市っていったこのミスっていうのを長与町で起こさせないためというか、本来マニュアルがあって起こらない仕組みになっているというのは理解いたしました。3市の投票ミスについて、当時の報道ベースではミスがなぜ起きたっていうこの原因というものが分からないとされていましたが、ちょっと質問させていただきたいんですけど、長与町の選管として分析した時に、恐らくどの工程のタイミングでミスをしたんだろうみたいなものがもし分かれば、工程を含めてどういうタイミングで起こりうるのか、その辺答えられる範囲で仕組みっていうのを教えていただけたらと思います。

○議長（安藤克彦議員）

大山総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

選挙の事務をやる上で、いろんなシステムを使ったり機械を使ったり、やるわけなんですけど、やはり事務を行う上で人が関わってきます。人間ですので、やはりヒューマンエラーというのは起こってくるかと思っておりますので、結局各選管もきちっとマニュアルを作ったりとか、事前の説明というのは行っているかと思うんですけども、やはりその中でもどっかでうまく伝わってなかったり、気が緩んだりっていう部分があって、今回議員がご提示いただいたようなミスが発生しているものと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

ありがとうございます。基本的に研修とかが行われて、マニュアルを徹底して、もうミスが起こらないような仕組みになってるってことは理解いたしました。ちょっとこれ通告外になったら申し訳ないなと思うんですけど、一応選挙事務体制という関連でご質問させていただきたいんですけど、選挙で投票しに行く時に、自宅に届いた投票所の入場券、はがきを持参するっていうのが基本だと思うんですけども、はがきがなくても

一応投票できるような仕組みになってると思います。はがきがなくても、役場に行って、例えば氏名、生年月日、住所などを紙で入力して、それを職員に渡しまして、選挙人名簿と照合して確認をしてっていう形で投票する流れになっていると思います。法律上本人確認書類の提示っていうのが義務化されてないっていうのは存じ上げてるんですけども、実際に顔認証とか、例えば運転免許証とかであれば、直接来られた方と照合できるっていうことなんですけれども、年齢が近いか、名前が、性別が分かりにくいじゃないですけど、一応成り済ましの投票ができるのではないかっていうそういった不安な懸念もあると思うんですけど、本町ではこういった成り済まし投票っていうのを防止するために、どのような確認やチェックを行っているのかっていうのを伺います。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

投票をする際に、議員おっしゃったようにはがきを持参していただくというのが基本になっております。はがきを持参していただきながら、例えば期日前投票であれば、本人ですよということで宣誓をしていただき、名前を書き添えていただくか、はがきを忘れた方もそういった書類を書き添えていただく。受け付けの段階で、ご本人が提示された書類とうちの名簿の方と確認いたしまして、年齢とか性別とか、その辺に差異がないかっていうのをまず確認しております。万が一ですね、そこでちょっと明らかに不自然よねというところがあれば、議員おっしゃったような身分証の提示、そういったところまで確認をするような形になろうかと思っております。万が一これ成り済ましで投票するというふうなことが起これば、これはもう犯罪です。罰則もこれ規定をされてますので、そういった場面では適正にうちの方も対応してまいりたいと考えています。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

そういった成り済ましが犯罪っていうのは分かりましたが、実際に仮にですけれども、成り済まし投票が行ってしまった場合、いわゆる第三者が成り済まして、本来の有権者が後からその投票所に来た際っていうのはどのような対応になるんでしょうか。何か例えば、もうそれは投票できませんよって、先に来られた方が投票してるからあなた二重投票になりますよみたいなことになるのか、それとも調査をして、選挙期間中に再度投票できるように、何かなかなかここ考えたことも自分なかったですし、難しいと思えますけれども、答えられる範囲でお願いしたいと思います。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

今回議員の方からご提示があったような事例ですね、二重投票が起こったとかござい

ましたけれども、この中でも、票としては有効ですよというふうな取り扱いになってございますので、極端な話、成り済ましがあつたと、御本人が後から来たというふうな場面でも、投票としては行われる。ただ、犯罪行為については別物ですので、それについては、別の手続きを踏ませていただくという格好になろうかと思えます。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

実際に成り済ましを目的とした本人確認書類を、本人確認書類の顔付きのそういった提示をするっていうのはなかなかスマートではないなって自分も考えているんですけども、義務化でいかなくても本人顔付きの本人確認書類の提示を求める運用っていうのが、今後できないのか、この辺検討されてるのか、この辺いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

議員おっしゃるとおり、みんながみんな本人確認書類、免許証であつたりとかマイナンバーカード、そういったものを提示してくださいよということを求めることもやろうというのはできるかと思うんですが、そこが実際の事務の効率性と本人確認の部分との兼ね合いが出てくると思いますので、通常の業務の中では、はがき等での確認で中身の確認をさせていただいて投票という格好でさせていただいております。ただ、やはり疑義があるなという部分については、詳細な確認を取らせていただくというのが、通常の事務の中では有効なのかなと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

一応確認なんですけれども、その本人確認というか照合する時、基本的にその紙に書いていただいたものを機械に通すというより、目視で職員が点検して紙を交付っていう流れで合ってますか。お願いします。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

ちょっと事務的な話をさせていただきますけれども、通常はがきをお持ちの方の分は、はがきの方にバーコードが記載されてますので、そのバーコードをパソコン上で読み取ると。それによって住所、氏名、生年月日等が自動表示されますので、それと本人が持ってきたはがきとの照合、あと誰々さんですよということでのお名前確認をその場でさせていただいてるというふうな状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

すいません、ちょっと言葉足らずだったんですけど、はがきではなくてはがきを持参できなかった場合の紙の場合はどうなってるか、この辺もお願いします。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

はがきをお忘れになった方の場合ですね。その場合は、一応宣誓書という形で住所、氏名、生年月日等記載いただいて、それを受付の方で頂きまして、その中で生年月日等で検索をかけて、書かれている内容と相違がないか、ご本人かどうかということで口頭での確認をさせていただいてる状況です。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

本人確認書類とのチェックも、個人的な体感の感覚ですけども、紙に書いてるものを目視で確認するのも、恐らくそこまで効率的には変わらないのかなって感じがしました。紙に書かせたものをチェックするっていうのも、そうですね、これ大分前の自分の過去の経験談なんですけれども、自分が投票所ではがきを忘れてしまいまして、紙に書いてくださいって言われて、氏名、住所、生年月日を紙に書いた際に職員さんにちょっと字が汚くて読めませんって言われて、ちょっと書き直しを、なかなか書き直しを求められる事例でないみたいなんですけど、ちょっと書き直しを求められたことがありまして、職員さんもやっぱりなかなかせの強い字を書かれる有権者とか、読めない字を書かれる方がいると思うんですよね。そういった観点からも考えて、確認書類であれば読みやすいんじゃないかなと、ただそれだけの理由なんですけれども、それで確認書類と同意書、それさえ、書いた紙、何かそういう別に準備してみたいなそういったものであれば、そこまで作業効率変わらないのかなって思ったんですけど、すいませんもう一度答弁頂いてよろしいですか。

○議長（安藤克彦議員）

総務課長。

○総務課長（大山康彦君）

一応ですね、はがき等お忘れの方に関しましては、宣誓書という形で本人でご記入いただいで出していただくというふうなルールでやっておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○議長（安藤克彦議員）

堀議員。

○2番（堀真議員）

選挙事務体制としてマニュアルがちゃんと存在して、職員の研修もあるということで安心いたしました。また、義務化するのは難しいということで、この辺もやはり実際のプロの目からするとやっぱりなかなかどうにも難しいということで、はい、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで堀真議員の一般質問を終わります。

場内の時計で13時10分まで休憩します。

（休憩 11時13分～13時10分）

○議長（安藤克彦議員）

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、安部都議員の①防災対策と災害時の避難所等での対応策について、②誰でも遊べるインクルーシブ公園・遊具の設置の進捗状況についての質問を同時に許します。

10番、安部都議員。

○10番（安部都議員）

本議会最後の質問者となりました。1時間、皆さまお付き合いください。2点ですね、質問をいたします。1番目、防災対策と災害時の避難所等での対応策についてお伺いいたします。阪神淡路大震災をはじめとして、東日本大震災、熊本地震、福岡豪雨災害、鹿児島島の火山噴火、一昨年起きた能登半島地震など、日本列島の災害や地震の災害や被害に身につまされる思いであります。また、近い将来、南海トラフ地震が起きると予想されている中、各地で地震が度々起こり人々の不安をあおっています。阪神淡路大震災から31年、東日本大震災から15年経過した現在、各地域で徐々に防災対策の強化や改善が行われています。しかし、災害後の避難所等での対応策等、多くの課題が解決できていないのが現状です。今後、南海トラフ地震による影響が九州にもあると思われるので、災害時の長与町地域防災計画に基づいた防災対策と災害時の避難所等での対応策についてお伺いいたします。（1）災害時の取り組みと防災訓練の状況についてお伺いいたします。（2）災害時の住民向けの初動マニュアルを作る考えはないのかお伺いいたします。（3）西日本豪雨で被害を受けた呉市の吉浦小学校では、防災意識を高めようと1泊2日の宿泊訓練を行い、備えの大切さを学んだそうです。本町でも同様の宿泊訓練を実施する考えはないのか、お伺いいたします。（4）避難所内や屋外避難所での問題点と課題についてお伺いいたします。（5）防災トリアージの考え方と福祉避難所についてお伺いいたします。（6）デジタル防災行政無線が聞こえづらい方と聞こえない方への防災情報の配信のあり方についてお伺いいたします。

大きな2番目です。誰でも遊べるインクルーシブ公園・遊具の設置の進捗状況についてお伺いいたします。令和5年6月定例会において、このインクルーシブ公園・遊具の設置については質問をしましたが、先日、時津町の時津ウォーターフロント公園に障害のある子もない子も共に遊べるインクルーシブ遊具が完成したということで、視察に行

ってきました。本町でも老朽化した公園の遊具は新しく更新されていますが、障害のある子どもと一緒に乗れる遊具などは設置されていない現状だと思います。そこで、インクルーシブ公園・遊具の設置の進捗状況についてお聞きいたします。答弁よろしく願いいたします。

○議長（安藤克彦議員）

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは安部議員のご質問にお答えをいたします。大きなくくりの1つ、防災対策と災害時の避難所等での対応策という大きな項目の中の1点目、災害時の取り組みと防災訓練の状況についての質問でございます。非常時災害時の取り組みにつきましては、長与町地域防災計画を基本にいたしまして、災害情報の収集、伝達、避難情報の発令や避難所運営、災害復旧に至るまで関係機関との連携のもとに組織的に対応できるよう努めるとともに、備蓄物資の拡充や民間企業との災害支援協定を締結するなど、総合的に応急対策を実施するための体制整備に努めているところでございます。防災訓練の状況につきましては、各地区の自主防災組織におきまして、実施をいただいている防災訓練に加えまして、昨年度におきましては、長崎県総合防災訓練を本町にて開催するなど、防災力の向上に努めているところでございます。2点目でございます。災害時の住民向けの初動マニュアルの作成についてのお尋ねです。災害発生時におきまして、住民の皆さまが迅速かつ適切な避難行動をとるための初動対応というのは、大変重要であると認識をしております。本町におきましては、初動マニュアルという名称での単独のマニュアルは作成はしていませんが、既に配布しております防災ハザードマップが自主的にその役割を担うものとして整備をし、現在、活用を図っていただいているわけでございます。ハザードマップにおきましては、危険箇所や避難場所などの地図情報に加えまして、災害情報の入手方法や指定避難所の一覧、災害発生メカニズムやその前触れとなる現象の解説、家庭での備え、持ち出し品チェックリストなどを掲載しておるところでございます。現時点におきまして、新たなマニュアルを作成する予定はございませんけれども、引き続き、周知啓発に努めてまいりたいと考えておるところでございます。3点目です。防災意識を高めるための宿泊訓練の実施についての質問でございます。宿泊訓練につきましては、避難所生活を体験することで、生活する上での課題を実際に体感することができ、防災意識の向上を図る上で参考となる取り組みであると認識をしておるところでございます。本町におきましては、訓練時にベッドやパーテーション、避難所用の簡易トイレなどを実際に体験いただくことや避難所運営訓練、図面上の訓練を行うなど、実際の避難生活をイメージしていただけるような体験機会の提供に努めているところでございます。現在のところ宿泊型訓練の実施は予定しておりませんが、まずは災害時におきまして、町民の皆さま方が迅速かつ的確に避難行動できるよう、普及啓発に注力してまいりたいと考えております。4点目でございます。避難所内や屋外避難所で

の問題点と課題という質問でございます。室内および室外において共通するものとして、断水時のトイレの課題がございます。発生直後の断水や停電によりまして、水洗トイレが使用不能となった場合におきましては、その数の不足に加え衛生環境の悪化が懸念されるところでございます。また、長期にわたり避難所におきまして生活することを想定した場合、エコノミークラス症候群の発症など身体への負担も懸念され、避難所の避難者の健康を維持するための避難所内における環境改善、こういったものが求められているところでございます。5点目でございます。防災トリアージの考え方と福祉避難所についてでございます。このトリアージということの本来の意味につきましてでございますけれども、一度に多数の負傷者が発生した際に医師や救急隊員により限られた医療資源で最大多数の命を救うため、緊急度や重症度に応じまして、治療や搬送の優先順位を決定することである。そういうふうに認識をしておるところでございます。また、福祉避難所につきましては、配慮を有する方が避難できるよう町内2カ所の高齢者施設と協定を締結をしております、福祉避難所として指定をしておるところでございます。過去に被災した自治体の事例におきましては、一般の避難者が福祉避難所に殺到し、本来避難すべき配慮を要する方が避難できなかったという課題も生じたことから、大規模災害が発生した際には、トリアージの観点も踏まえ、配慮を有する方が確実に避難できるように関係機関との連携のもと、福祉避難所へ適切に誘導してまいりたいと考えておるところでございます。6点目でございます。デジタル防災行政無線が聞こえづらい方と聞こえない方への防災情報の配信のあり方についてでございます。本町におきましては、防災行政無線を補完する多様な手段を用いて情報の確実な伝達に努めておるところでございます。音声が届きづらい方への対策といたしましては、個別受信機の貸し出し、放送された音声をフリーダイヤルで確認できる電話応答サービス等を運用しております。また、音声情報が聞こえない方や文字情報での取得を希望される方への対策につきましては、放送された内容を事前に登録されたメールアドレスへ配信する登録制メールや長与町公式LINEをはじめとしたSNSを通して、緊急情報をプッシュ通知でお知らせをしておるところでございます。加えて町が発信する避難情報や避難所開設情報につきましては、Lアラートを用いまして、テレビ放送局や携帯電話会社、スマートフォンアプリ事業者などの多様なメディアを通じまして、一斉に配信をされているところでございます。今後につきましてもデジタル技術を活用しながら、情報伝達体制の強化に努めてまいりたいと考えております。

続きまして2番目の大きな質問、インクルーシブ公園・遊具の設置の進捗状況についてのお尋ねでございます。インクルーシブの考え方を公園に取り入れることは、障害の有無や年齢、性別などを問わず、全ての人が公園を利用していただく上で大切なことであると認識しております。本町では、新たな公園の整備や既存遊具の更新時におきまして、遊具の選定をする場合、公園の場所や面積、地元自治会のご意見等を勘案しながら、インクルーシブ遊具の設置についての検討を行っておるところでございます。現在のと

ころ、まなび野にありますあじさい公園にテーブルタイプの砂場を設置した実績がございます。また、高田南土地区画整理事業の南部地区に現在整備中の道ノ尾街区公園にも2連ブランコと回転遊具を設置する予定としておるところでございます。加えまして、遊具更新工事中であります中尾城公園におきましても、スパイラルスライダーの入口付近に新設される予定でありますミックンひろばでは、車いすや歩行器を使用するお子さんでも移動しやすいゴムチップ舗装を施工いたしまして、冒険の谷エリアには、体を動かすことが難しいお子様でも楽しめるパネル遊具を設置する予定としております。今後も引き続きまして、インクルーシブな視点を取り入れた整備を行い、多くの皆さまに利用していただくための公園づくりを努めてまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

それでは再質問に移らせていただきます。私、先日ですね。時津のウォーターフロント公園にインクルーシブ公園・遊具ができたというところで、ちょっと視察に行っていました。モニターをご覧ください。お写真ですね。まず1枚目がお父さんが子ども、この2歳の子どものんですけど、子どもをこのバケット型背もたれブランコというブランコに乗って遊ばせて非常に楽しそうにしてるんですけども、これはこの1、2歳の幼児でも障害を持った子どもでも、今までのブランコだったら乗せられることがなかなか難しかった。保護者が抱っこして乗らなければいけなかったのが、こうやったちゃい子どもでも、そして、障害を持つてる子どもでも安心して遊べる遊具です。そして、このバケット型背もたれブランコの隣にハンモック型ブランコがありました。これはですね、ハンモック型ブランコは、この小学生、今低学年が2人乗ってるんですけど、非常に安心してみんな楽しそうに遊んでましたけど、このハンモック型ブランコは、子どもたち、小学生の子ども、非常に人気だそうで、行列ができるぐらいに遊べるというところでありました。そして、またこのお父さんが2歳の子どものハンモック型ブランコで遊ばせてます。これもですね、もう本当こんなちゃい子が1人で座って、1人でこぐことができるんですね。そして、安心して遊べるというところで、非常に画期的な本当にインクルーシブなユニバーサルなブランコだなあというふうに思って感心してまいりました。以上です。質問に移らせていただきます。それではですね、本町におきます総合運動公園、中尾城公園、都市公園と言われます街区公園、それぞれですね、聞いていきたいと思っております。現在、街区公園の老朽化に伴うブランコ等の遊具の更新プランは、どうなっていますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

藤崎土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

遊具の更新ですけれども、本町では公園施設の長寿命化計画というものを策定してお

りまして、各公園ごとに今後かかる費用について年次計画っていうものを作成をしております。その計画に基づきまして、遊具を中心とした公園施設について更新を行っております。またですね、1年に1回、遊具の点検というものを委託もしておりますので、その結果も参考にしながら順次、計画的に更新を行っている状況でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

年にですね、1回かな。点検を行っているというところでありますけれども、それでは令和6年、5年の実績というのは、どのようになっているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

最近の遊具更新の実績なんですけれども、令和5年度に1カ所、令和6年度に6カ所の公園について遊具の更新を行っております。令和7年度は中尾城公園1カ所施工中でございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

令和5年度で1カ所、6年度で6カ所というところで、現在は中尾城公園の方を設置をされているという、進捗されてるというところでございます。先ほどの答弁で高田南土地区画の中に道ノ尾街区公園というところが、今年、令和8年3月に完成予定でございますけれども、この障害を持った子どもも共に遊べるユニバーサルブランコなんでしょうか。そのあたりを再度ちょっと詳しくお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

こちらの仮称、道ノ尾街区公園というところなんですけれども、こちらの方にはユニバーサルブランコと呼ばれる、先ほど時津のウォーターフロント公園にあったようなハンモック型のブランコ、こちらを2基搭載したブランコを設置する予定としております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

とっても子どもたちも安心して遊べるので、大変喜ばしいことだと思います。それでは先ほどの中尾城公園ですね。これが令和8年11月に完成予定というところではありますが、インクルーシブ遊具の設置というのは、再度、パネル遊具の設置というふうに言

われてましたけども、どういったところでなってるのか。ブランコとかはないのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

今、施工中の中尾城公園につきましては、一応冒険の谷というエリアにですね、滑り台があるんですけども、その上部の所にパネル遊具というものを設置しております。そちらがパネル遊具になるんですけども、ブランコ等はですね、すみません、こちらの中尾城公園にはですね、設置の予定はございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

はい、了解しました。パネル設置で障害を持った子どもたちも、そこで安心して遊べるというところで、理解をしてよろしいですね。了解いたしました。そして、このバケット型ですね。背もたれ、ブランコ、そして、またこのハンモック型のブランコですけども、街区公園で更新の際にですね。これからインクルーシブ遊具として、1つでもまた更新をしていくという考えはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

土木管理課長。

○土木管理課長（藤崎隆行君）

現在ですね。公園施設の長寿命化計画に基づきまして劣化の進んだ遊具から更新をしておりますので、今、劣化が進んでない状況の遊具については、なかなか更新が難しいと。ですので、今までどおり劣化が進んで更新の時期に当たった遊具からインクルーシブ遊具についての検討を行っていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

分け隔てがなくとも障害があってもなくてもみんなが遊べるインクルーシブ公園・遊具と設置ですね。子どもたちも待ち望んでおりますので、さまざまですね。外からも町外からも遊びに来られると思いますので、本町にとっても今から明るい子どもたちの笑い声が響くような様子がですね、とても浮かんできますので期待したいと思います。これ2番目の質問につきましては、終わりいたします。

次に1番にまいります。災害時の取り組みと防災訓練の状況でございます。先ほど収集とか円滑物資の応急対策の準備、物資の確立というところで答弁がございました。令和6年5月に県との総合防災訓練を実施しておりますが、これは私も参加を一度させていただいたんですが、知らない方もいらっしゃると思いますので、内容や状況がどうだったの

か、お知らせください。

○議長（安藤克彦議員）

金子地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

令和6年5月に本町で実施しました県の総合防災訓練でございますけれども、こちらにつきましては、さまざまな関係機関と合同で訓練を実施しておりまして、内容につきましては、まず、避難所の設置、運営訓練を行いまして、避難所の運営から設営からですね。また、受け入れですとか。また、けがや病気をされた方ですとか、高齢の方、また、車椅子の方などさまざまな方が避難所に来られた際に、そういったものを想定した訓練というものを実施をしております。その他にも炊き出し訓練ですとか、町民プールでの水難救助訓練を実施をしております、またですね、長崎県や時津町、それから警察と連携しました災害対策本部の対応訓練といったものも実施をしたところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

今ありました避難所、いろいろ炊き出し訓練とかテント設営、水難訓練ですね。そういったいろんなところでされたというところですが、実施してみて今後の課題ですね。課題が見えてきたのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

訓練を実施した中での課題ということでございますけれども、今回の訓練では、より実践的な訓練ができたというふうに考えておりまして、そういった中で今まで避難所運営の実務の中では、なかなか経験ができなかったさまざまなパターンの避難者が来られるといった、そういった訓練が実施できたということですね。やはり大規模な災害を想定した際に、行政だけでなく日頃からの地域の方ですとか、関係機関の方との連携というものが非常に重要になってくるんじゃないかという部分を再認識したところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。このような大災害のときには、どうしても道路のインフラが寸断されて、なかなかその国の物資、いろんな物資、自衛隊の支援とかでも、なかなか届かないと言われておりますので、そのような3日間なかなか届かないとかありますので、そのあたりがまた、対策を講じるところがあると思いますが、町が備品を先ほど用意している

いうところでありましたが、どのようなものを備蓄しているのか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

本町で備蓄をしております備蓄品につきましては、一部のご紹介にはなりますけれども、非常用携帯用のトイレですとか、避難所用のテントまたパーテーションですね。それから毛布やベッド、また床に敷くマットですね。それからスポットクーラーや石油ストーブ、また、蓄電池も備蓄をしております、その他に飲料水ですとかですね。非常用の食品といいますか、非常食ですね。こういったものを備蓄をしているところがございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

さまざまなテント、パーテーション、毛布とか水、さまざまなものを備蓄をされているということが分かりましたけれども、それは例えば全ていろんな物資が届いたり広い避難所に届く、いろんな形で届くまでには3日間、十分に避難所生活をしている人たちに十分と言えるのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

本町で備蓄をしている備蓄品の量につきましては、近年拡充を図っているところではございますけれども、やはり避難が長期化したりですとか、大規模な災害になった場合には、町の備蓄品のみで全てを賄うということはちょっと難しい状況でございます。これを補うものとしてですね。近年では、スーパーマーケットですとか、ホームセンターをはじめですね。複数の事業所と災害時の物資の供給の協定というものを締結しております、食料品ですとか、生活用品ですね。こういったものを有事の際には、供給をいただくということになっておりますので、民間の事業所のご協力もいただきながらですね。備蓄品の確保には努めていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。避難所もだんだん大規模になってきたら避難所の数も多くなりますからね。そういった避難者も避難する人たちもいろんなところでやっぱり必要となるので、そういったスーパーとかホームセンターで提携をされて、提供をしていただくということは重要だと思います。そして、防災対策といえば行政側だけでなく、住民の防災

に対する意識の啓発や啓蒙が必要と思いますが、本町としては、そのあたりはどのように対策を講じているのか。また今後、対策をしていくと思われるのか。そのあたりをお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

住民の皆さまへの啓発でございますけれども、日頃より自主防災組織ですとか、コミュニティの皆さんによる防災訓練を通した啓発ですとか、またホームページですとか、またハザードマップ、それから広報紙においても自分の身は自分で守るという心構えですとか、また、こういった備蓄品を備えておいた方がいいかというような部分も含めました平時での備えという部分をですね。啓発をさせていただいているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そういった意識啓発とかですね。やっぱりそういう啓蒙というのは重要となってきますので、そのあたりは住民の方にもしっかりとマニュアルを作っていただいて対策を講じていただければと思うんですが、その発災から3日間というのは、行政もなかなか動くことができないと思うんですが、そのあたり行政としての行動対応というのは、どのようなことを取られてるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

おっしゃるように国をはじめとする関係機関の本格的な支援が届くまでに約3日間ほどかかると言われておりますが、それまでの町の体制としましては、職員の初動マニュアルというものにおいて、災害対策本部を中心に各部署ごとに役割を定めておりますので、そういった中で被害状況の把握ですとか、また、避難者の安全確保ですね。それからライフライン対策、また避難所の開設などですね。こういったものを当初の3日間では、行うということを想定をしております。また、本格的な国等の支援が入ってきた際に、スムーズに支援を受け入れることができるような体制というものも、同時に整えるような体制を予定しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そういった職員の行動初動マニュアルっていうのは、非常に大事だと思います。受け入れる側、しっかりとそのあたりを対応を取っていただくということが、情報を共有す

るということが重要だと思います。そしてまた2点目ですね、災害時の住民向けの初動マニュアルの作成でございますけれども、これが岡崎市では、避難所内での住民向けの初動マニュアルを作成しております。これがファーストミッションボックスっていうのがありまして、そこから取り出して、例えば避難する人たちが1人、2人、3人とか、4人とか集まりますね。その集まったときにファースト初動マニュアルをファーストミッションボックスから取り出して、それぞれがスムーズな避難所にマニュアルを沿って避難所生活を進めていくというものなんですけど、例えば1人が本部長、次の人が副部長、次の人がトイレ班、そして次の人が住居班というふうに役割を分担して、初動マニュアルを住民向けで作るんですけど、このことについては、非常にこの画期的な初動マニュアルかなと思うんですけど、避難所の混乱を防ぐことにもなりますが、いかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

地域の皆さんが主体となって避難所の開設から運営まで行える体制というものを整えておくということは、やはりスムーズな避難所運営にもつながりますし、また、防災力の向上にもつながるものだと思います。本町におきましては、現在のところ住民向けのそういったマニュアルというものは作っておりませんが、本町の实情に照らし合わせながら今後の避難所運営の参考とさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

高知市では、こうち減災女子とうたって地域の女性たちが集まって、それぞれの意見や情報を共有してSNSでつながりをつくったりですね。悩みを共有するそういったシステムも作っているそうです。そして今では、自主防災組織の男性も参加してるそうですけれども、やはりそういった心強い体制づくりっていうのが必要だと思うんですね。そのあたりですね。やはり避難所での対応策でそういったつながり、意見交換、情報交換を共有するというような対応策っていうのも必要だと思いますが、そのあたりはどのようにお考えになるでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

地域の皆さんの自主的な防災への取り組みですとか、ボランティアの部分ですとか、また、情報発信の部分の取り組みだと思いますけれども、こういった減災女子ですね。女性の視点に立った活動というものは、大変参考になるものだというふうに思います。本町におきましてもそういったグループが立ち上がった際には、支援を行ったりですとか、連携の方を図ってまいりたいと考えておりますし、また、そういった女性の方が関

心を持っていただけるような啓発というものも参考にさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。例えば初動マニュアルとかそういったところが情報を共有するところがあれば、やはり一体感が生まれて減災にもつながりますし、心の、皆さんゆとりが生まれてきますので、そのあたりはぜひ対応をお願いしたいと思います。

それから3点目にまいります。1泊2日の宿泊訓練です。これは吉浦小学校でみんな防災プロジェクトと題しまして、小学校の子が1泊2日で体験しております。そして、また非常に子どもたちが自分がベッドを組み立てたり、いろいろなものを水、毛布、段ボールベッド、間仕切り、そういったところを自分たちで共有して自分たちの力で作ったというところで、非常にいい勉強になったというふうに子どもたちが言っていました。それで、この呉市では、5月15日の吉浦小学校でも避難訓練、6月2日で200名を超えた町民の避難訓練、6月7日には、土砂災害を想定した垂直避難訓練なども行っております。このような電気や火力も使えない体験は、住民の避難訓練としては、とても1泊2日で重要だと思いますが、例えば真備町でも1泊訓練を住民の方たちに行っております。このような1泊訓練というので、非常にそういった意識を高めるという面でも重要かと思いますが、再度お答えください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

宿泊訓練につきましては、避難生活する上での課題ですとか、そういったものを実際に体験できるということで、非常に防災意識の向上につながる訓練だと捉えております。本町におきましては、宿泊訓練については実施はしておりませんが、今年度でいきますとですね。小学生の授業ですとか、また、中学生の職場体験、また、親子の防災講座とかですね。またあと県立大学の学生の皆さんの講義の中で、防災や避難所についてお話をさせていただくような機会があったんですけども、その際に避難所用のテントですとか、パーテーション、また、簡易用のトイレですね。そういったものを組み立てまして、実際にパーテーションの中に入ってもらうですとか、トイレの使い方を説明するですとかですね。そういった取り組みをさせていただいたところがございます。今後もさまざまな世代の方にこういった啓発を行いながら体験機会の提供というものを啓発して行って、努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

ぜひですね、1泊2日訓練というのを住民の方たちに体験してもらって、普通ではもう本当に見えないところがやはり1泊して、ああこんなところが大切だなとか問題点も見えてくると思いますので、備えあれば憂いなしというところで、ぜひ実施していただきたいというふうに思います。

それから4点目です。避難所や屋外での問題点なんですが、現在、指定緊急避難場所や指定避難所の数というのは、今どのぐらいあるんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

指定緊急避難場所につきましては、59カ所指定をしております。指定避難所ですね。こちらについては、27カ所を指定をしております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

了解しました。そういったところでやっぱり指定避難所、指定緊急避難所、そういったところで皆さん災害が起きたときには、皆さん集まってくると思うんですね。そこで、避難所内、避難所外、そういったところの場所で一番問題なのが先ほど答弁でもございました、トイレの問題、課題だということに言われております。断水により汚物のたまりや女性の生理用品など捨てる場所がなくてあふれてて、衛生面も悪化すると言われております。また、車椅子でトイレに入れないなど、そういった課題も山積しております。このあたりですね。再度お聞きいたしますが、やっぱり衛生面について、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

衛生面につきましてですけれども、議員おっしゃるように災害直後の避難所におきましては、トイレの数の不足に加えまして生活用品の不足ですとか、また、特に断水時におきましては、水が使えないということで衛生環境の悪化が懸念がされるところでございます。仮設トイレですとか、簡易トイレの準備ですとか、また、避難所内でのトイレの使い方、また清掃のルールですね。そういった運用面でのルールの設定も必要になってくるのではないかとというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

はい、そうですね。そういったところの本当一番大切なところがやっぱり解決していかなければならないんですが、高崎市では災害が起きたときに今までの災害もほとんど

そうだと思うんですが、大人用おむつとか、赤ちゃんのおむつ、生理用品が全く足りないなどの問題が起きたそうです。先ほどみたいにドラッグストア、コンビニエンスストアとか協定をしていれば、この協定を結んでスーパーと市の倉庫にそのようなものを備蓄しているそうなんですが、本町にとりましても、そのような備蓄するってところで、ドラッグストア、協定を結んでおむつや生理用品、女性や赤ちゃん、高齢者などにも配慮が必要と思いますが、再度、今後の予定をお聞かせください。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

先ほどおっしゃっていただきましたスーパーマーケットですとか、ドラッグストア等の協定というものは締結しておりますので、その中に紙おむつですとか、生理用品も対象となっておりますので、そういった中で必要な物資というものは、供給をいただきたいというふうに考えております。また、今年度ですね。地元のパチンコ店との災害支援協定というものも結ばせていただきまして、その中にも飲料水や毛布、また携帯用のトイレだけでなくですね。生理用品も備蓄をいただいて、有事の際には提供をいただくというような協定も結ばせていただきましたので、そういった協定等もご協力いただきながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

さまざまな取り組みを行って、協定を結んで行っているというところでありがたく思います。それからもう一つの重要なのが、体育館などの避難所にベッドがあるか、ないかだそうです。床に直接寝ると体温が奪われてほこりを吸い込んで、特に赤ちゃんや高齢者などが呼吸被害を起こして、体力低下につながって2次感染症のリスクが高まるそうです。衛生面の観点からもベッドの確保が重要だと考えますが、今現在ベッドというのは、あるのかないのか。そのストックされているのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

ベッドにつきましては、今年度100台購入をさせていただきました。また併せてこちら企業との支援協定になりますけれども、段ボールの製造会社の方と協定を結ばせていただいております。こちらは段ボールベッドの提供をいただくような協定を締結しているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

ありがとうございます。こういったベッドが本当に必要だというところで確保をされているようなので、今後も台数とかいろいろなテント、家族の体制とか合わせてより一層ストックをしていただきたいというふうに思います。それから避難所での要配慮者の対応をお聞きいたします。例えば避難所のレイアウトの作成、要配慮のスペース、居住スペース、男子、女子の更衣室、これすごい重要だそうです。保健師や看護師の相談できるブース、支援物資のお部屋とかですね。今からレイアウトなども考えていく必要があると思いますが、そのあたりはどのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

配慮を要する方の避難所での対応ということですが、実際の避難所においては、まず受付時において健康状態ですとか、また、配慮が必要な内容というものを確認をさせていただきまして、内容に応じて対応をするという形での対応を行うような予定としておりますけれども、例えばトイレや出入口に近いところですね。優先的にスペースを確保するですとか、また段差の少ない場所であったり、プライベートを守るためのパーテーションというものを用意したり、スペースの調整というものを行っていきたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。いろいろな対策を講じていただくというところで、命を守る安心安全なはずの避難所が命を脅かす場所に変化したら困りますので、そのあたりはですね。また再度ですね、今後ともよろしく、再考を向けてまたお願いしたいと思います。

それから防災トリアージの考え方と福祉避難所についてでございます。これは先ほど福祉避難所が現在2カ所あるというところでございますが、その他にも新たに設置するという予定はありますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

川内福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

福祉避難所につきましては、現在、社会福祉法人の方ともう1カ所ですね。場所の提供がいただけないかというような協議を行っているところでございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

社会福祉法人のほほえみですね。ふれあいセンターの方ですか。そっちの方と今協議

中というところだと思いますが。例えば以前も提案したんですが、県立大学のシーボルト校の空き教室とか、例えば今回、指定避難所となっている新複合施設、そういった所に福祉避難所を拡大する考えはございませんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

現在のところそういう考えの方はございません。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

先ほどの答弁で一般の方が福祉避難所に避難して、本当に避難をしなければいけない人たちができなかった。そういったところもございまして、災害によっては福祉避難所が1カ所つぶれたとか、そういったところもありますし、また新たにやっぱり提携をして、そういった福祉避難所の拡大というのにも必要かと思いますが、再度お聞きいたします。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

福祉避難所についての拡充拡大につきましては、必要なことだというふうには承知をしているところでございます。今後いろいろな所を検討いたしまして、拡大に向けて努めていきたいと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

よろしく願いいたします。それから防災トリアージの対処の考え方です。集団生活は、衛生面にも非常に注視しなければいけない。命を脅かす危険な状態となります。防災トリアージは、いち早く重症な患者を救済、治療をしないとイケません。以前もインフルエンザ、それからコロナが蔓延したときですね。そういった集団的な発生というのがあったというふうに聞いておりますが、この災害関連死を招かないためインフルエンザの患者が、例えば避難所に避難してきた。そういったときの対応というのは、どのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

新型コロナウイルスですとか、インフルエンザ等の感染症にかかれた方への対応ということでございますけれども、こちらについては避難所の受付時におきまして、まず

は体調確認を行いまして、それから体温の計測ですね。そういったものを行った上で体調の確認をまずはさせていただくということで、そこでまた手指消毒ですとか、またマスクの着用をお願いしながら、極力一般の避難者とは離れた場所にご案内するような形で考えております。また、状況によっては、医療機関へつなぐというような対応も考えているところがございます。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

この二次災害、災害関連死で、やっぱり阪神淡路大震災が900人以上、それから東日本大震災関連死が3,802人、能登半島地震で287人の関連死が起きてるんですね。やっぱりコロナまたはインフルエンザ、この蔓延によって感染症が発生すると言われてます。災害関連死を減らすためにも事前に対策を講じて、防災トリアージのマニュアル化を図っていただきたいと思いますが、そのあたりは安心安全の避難所をつくるためにも、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

災害関連死に関係しますマニュアルの部分でございますけれども、やはり大規模災害が発生した際には、多くの医療関係者の方による支援というものも受ける状況の中ですね。県の災害対策本部ですとか、また保健所ですね。そういったところとのさまざまな調整が必要になってまいりますので、新たな町でのマニュアルっていう部分よりもですね。もう少し枠を広げた県や町の防災計画っていう枠組みの中で、柔軟に対応してまいりますというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。より一層そういったところも拡大しながらマニュアル化を図っていただきたいというふうに思っております。それから6点目のデジタル防災行政無線で、ろう者や難聴者など、避難所内での一般の方と聞こえる、聞こえない方とギャップがあると言われております。そこで手話通訳者などいない避難所は、生活が大変不便だとの問題が起きています。本町では、そのような方に対応策を考えているのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

避難所における聴覚の障害をお持ちの方とのコミュニケーションということでござい

ますが、現在、避難所で使えるコミュニケーション支援ボード、絵で書かれたものとか、そちらに英語が振ってあったりとか、あとは文字を指すようになるような簡易的なボードではあるんですが、そちらの方の設置を考えております。こちらを使いまして、難聴者の方とかですね。外国の方とのコミュニケーションがとれればというふうに思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そうですね。避難所でのそういった弱者のためにコミュニケーションボードや指さしマップ、そういったところが提供されてるところだというふうに理解いたしましたけれども、そういった避難所に手話通訳者っていう方たちは、配置の状況はどのようにお考えになってますでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

福祉課長。

○福祉課長（川内佳代子君）

災害時の手話通訳者配置につきましては、県の方の手話専任会議でも度々問題視はされているところでございます。今後ですね、手話の団体とか、そういうふうな関係団体の方と協議をさせていただきまして、取り組みの方を努めてまいればと思っております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そういったところでしっかりですね。まだちょっと人数的なものもいろいろありますからね。そのあたりはやっぱり必要とするところにやっぱり配置をしていただくっていうところが、そういった配慮の仕方があると思いますのでお願いいたします。それからまた難聴の方へですね。先ほどLアラートとか、電話リレーサービスなどあるというところでもございました。戸別受信サービスは、音声の流れたものを文字で知らせる戸別受信サービスなんですか。そのあたりの用意っていうのはどうなんでしょうか。

○議長（安藤克彦議員）

地域安全課長。

○地域安全課長（金子寛之君）

現在の本町の戸別受信機につきましては、音声で案内をする機能のみという形になっておりまして、文字表示機能が搭載されました戸別受信機につきましては、システムの改修ですとか、運用方法など課題もございますので、今後、他の自治体の導入事例等も確認しながら、参考にしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（安藤克彦議員）

安部議員。

○10番（安部都議員）

そういった音声を文字で知らせる戸別受信機などあれば、手話通訳者の方たちも少ないところでも活用できると思いますので、お願いいたします。最後に、いつ災害が襲ってくるか分かりませんし、いざ有事が起きたときに住民の皆さまが混乱せずに心と体にゆとりを持って避難行動、避難生活が送れるように、行政、住民、共に合わせながら事前に対応策をとっていただくことを願ひまして、質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（安藤克彦議員）

これで安部都議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

明日も定刻より本会議を開きます。なお、14時20分から議会運営委員会を開催しますので、お集まりください。

本日はこれで散会いたします。

（散会 14時08分）